

## 弘前大学学生ボランティア活動助成要項

理事（教育担当）裁定

最終改正：令 8. 4.1

### I 趣 旨

弘前大学において、学内外のボランティア活動を実施している学生団体の活動を助成する。

### II 助成対象

- 1 ボランティア活動であること。
- 2 ボランティア活動として過去2年の実績を有すること。
- 3 本学構成員のみから成る5名以上の団体であること。
- 4 営利企業に直接関係がないこと。

### III 助成方法

- 1 各年度毎の公募期間内に申請したものの中から、理事（教育担当）が決定する。
- 2 助成は、申請書に含まれる消耗品を現物で支給する。
- 3 助成件数は、年間で10件以内で、1件当たりの金額は10万円を超えることはない。
- 4 助成を受けた団体は、年度末に報告書を提出する。

### IV 事務担当

学務部学生課

附 記

この要項は、平成15年9月26日から実施する。

附 記

この要項は、平成16年4月1日から実施する。

附 則（平成24年5月17日）

この要項は、平成24年5月17日から実施し、改正後の規定は、平成24年2月1日から適用する。

附 則（令和8年3月31日）

この要項は、令和8年4月1日から実施する。